

# 第1章 亀山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の策定について

## 1 亀山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】策定の背景

地球温暖化とは、人類の活動の拡大などにより温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。温室効果ガスは、大気の温度を保つために本来なくてはならないものであり、一定の温室効果ガスが存在することにより、地球の平均気温は約14℃に保たれ、地球上の生物を育んできました。今までは二酸化炭素が、植物や海に吸収されることで地球全体のバランスが図られていましたが、人類が排出する二酸化炭素が、急激に増加したためこのバランスがとれなくなってきています。

そのような中、近年世界規模で問題視されてきた「地球温暖化」の防止を推進するために、京都議定書第1約束期間に合わせて、本市では環境基本計画の理念の下、本市の自然的・社会的条件を踏まえ、市民・事業者・市が一体となって取り組む「亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画（以下「推進計画」といいます）」を策定し、市内から排出される二酸化炭素を削減する活動を行ってきました。

### 推進計画の4つの柱

- 1) 「二酸化炭素排出抑制」
- 2) 「新エネルギーの導入」
- 3) 「森林・緑化の推進」
- 4) 「環境教育の推進」

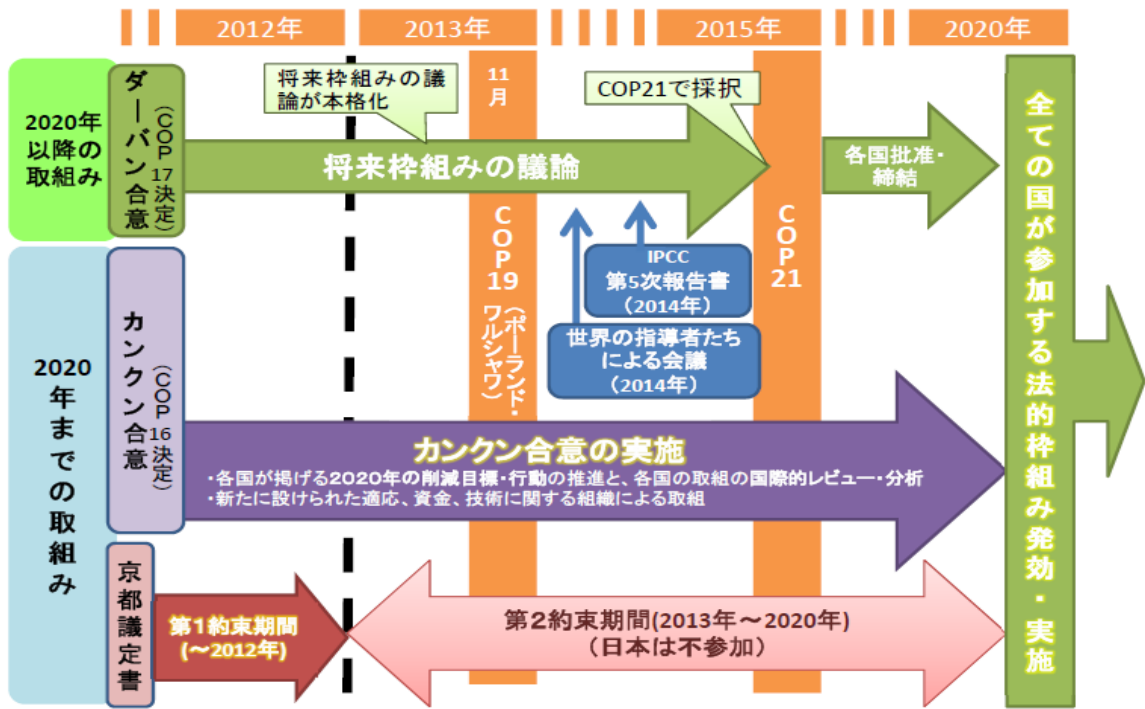
「二酸化炭素削減見込み量」は、平成24年度目標値の602.1千t-CO<sub>2</sub>に対して、556.1千t-CO<sub>2</sub>となり、達成率が約92%とわずかに目標を達成することができませんでした。

項目別にみると、「新エネルギーの導入」においては、太陽光発電システムの普及やクリーンエネルギー自動車の普及などにおいて、設置や取得の優遇制度により、目標値に対して193%の達成率を実現しました。また、「森林・緑化の推進」においても、積極的な間伐により、目標値に対して159%の達成率を実現しました。

一方、「二酸化炭素排出抑制」においては、市民の省エネ機器買替えにおいて167%、省資源活動による削減において122%の達成率を実現したものの、省エネ行動については未達成となったことから、今後、市民・事業所とも更なる省エネ行動を促進させていく必要があります。（詳細はP87～89参照）

加えて、推進計画の取り組み期間中に、京都議定書に続く新たな枠組みの検討や、東日本大震災によるエネルギー事情の変遷など、地球温暖化を取り巻く状況も大きく変わってまいりましたことから、推進計画の期間中に取り組んだ施策の成果と課題を踏まえつつ、今後の地球温暖化防止対策を具体化し実践するために、亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】（以下「実行計画」といいます。）を策定するものとします。

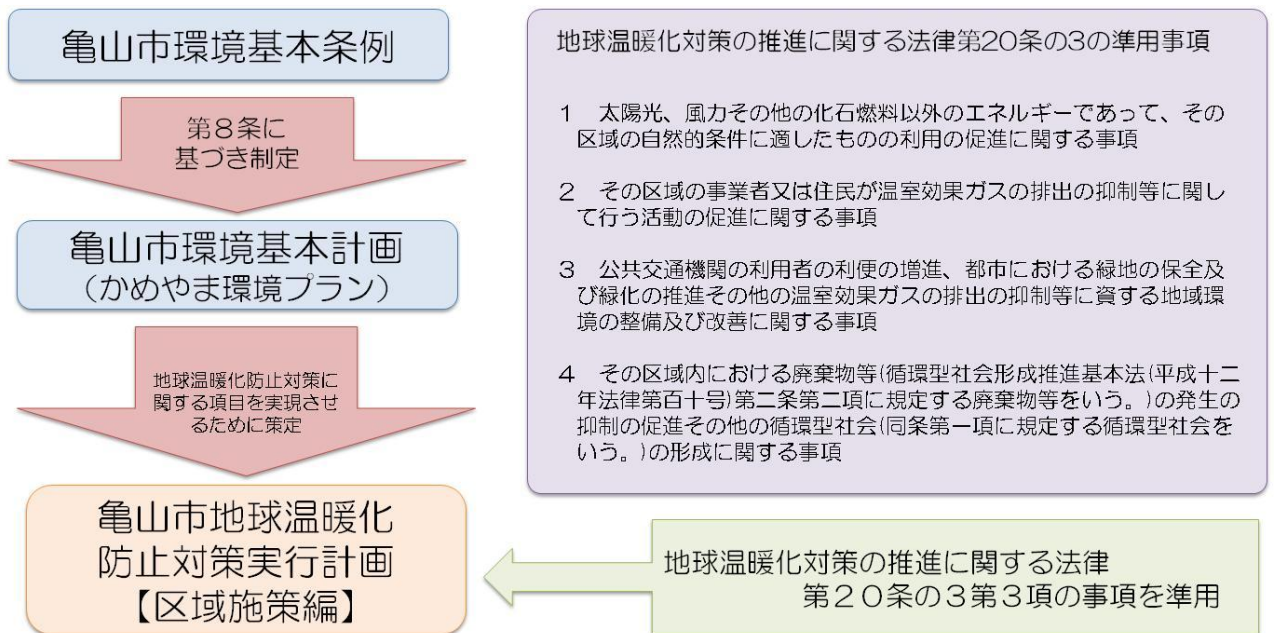
# 今後の気候変動交渉のスケジュール



## 2 実行計画の位置づけ

実行計画は、上位計画である環境基本計画の地球温暖化防止対策に関する項目を実現するためのものです。更に、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に定められた事項を準用した計画となっています。

また、実行計画は推進計画を引き継ぎ、新たな課題にも対応するものであり、地球温暖化防止対策に関する具体的な行動を示し、市全体で計画的に推進するためのものです。



### 3 実行計画の対象

#### 1) 実行計画の対象範囲

市全域を対象

#### 2) 実行計画が対象とする主体の範囲

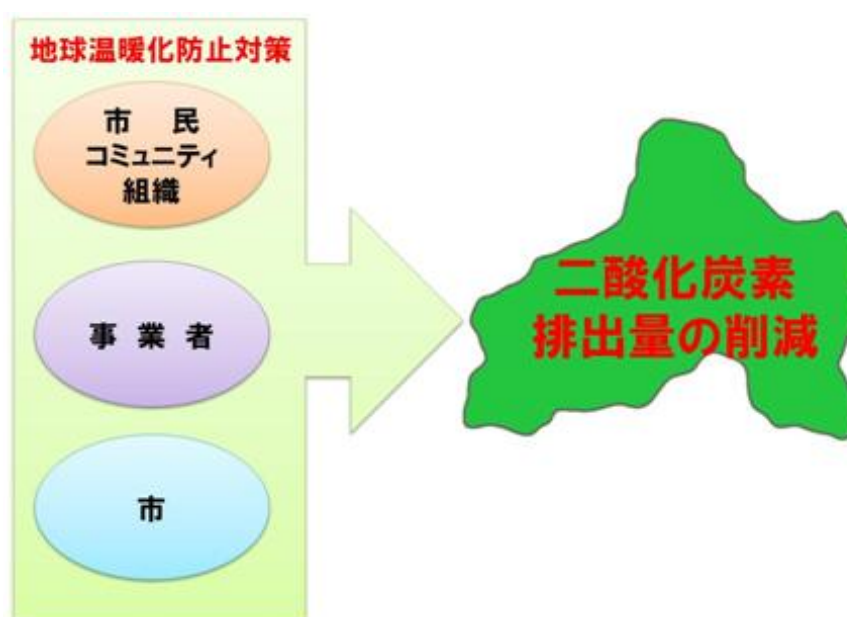
市民・コミュニティ組織・事業者・市 ⇒ すべての主体の積極的な関与

#### 3) 実行計画が対象とする温室効果ガス

二酸化炭素 ⇒ 私たちの生活に最も密接に関連し、最も排出量の多い温室効果ガス

#### 4) 二酸化炭素排出削減見込み量の検証

二酸化炭素排出削減見込み量の検証は、削減見込み目標に対して、削減がどれだけなされたかを検証します。



### 4 実行計画の基準年度・活動期間

#### 1) 基準年度

基準年は、平成20年度（2008年度）とします。

#### 2) 活動期間

活動期間は、平成26年度（2014年度）から、平成32年度（2020年度）までの7年間とします。

※中・長期の目標については、現在国において検討中です。従って、国の計画が明確になった時点で、亀山市としての中・長期の目標を検討することとします。